

船舶事故調査報告書

令和5年2月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	漕手死亡
発生日時	不明（令和4年7月28日 04時20分ごろ～30日08時35分ごろの間）（死亡時刻：7月28日午前）
発生場所	栃木県那珂川町久那瀬地先（那珂川） 船場平四等三角点から真方位320° 670m付近 （概位 北緯36° 43.9′ 東経140° 08.8′）
事故の概要	漁船（船名なし）は、南西進中、漕手が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和4年8月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 7.16m×1.12m×0.21m、木 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	漕手 78歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（漕手）
損傷	船体に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 1、視界 良好 水象：波高 約0.5m 栃木県那須地域には、7月27日20時35分に大雨警報が発表されたのち、23時08分に大雨注意報に変更され、本事故発生時も継続中であった。
事故の経過	本船は、漕手が1人で乗り、友人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、鮎の投網漁の目的で、令和4年7月28日04時15分ごろ那珂川町久那瀬所在の那珂川左岸を出発した。 本船は、艀を使用して、那珂川右岸に向け南西進中、04時20分ごろ、上流からの波を右舷に受けて動揺し、漕手が落水した。 同乗者は、漕手が落水した際、漕手から錨を入れろと言われ、投錨しようとしたところ、バランスを崩して本船が転覆し、落水した。 同乗者は、那珂川右岸に泳ぎ着き、川面を見渡して漕手及び本船を

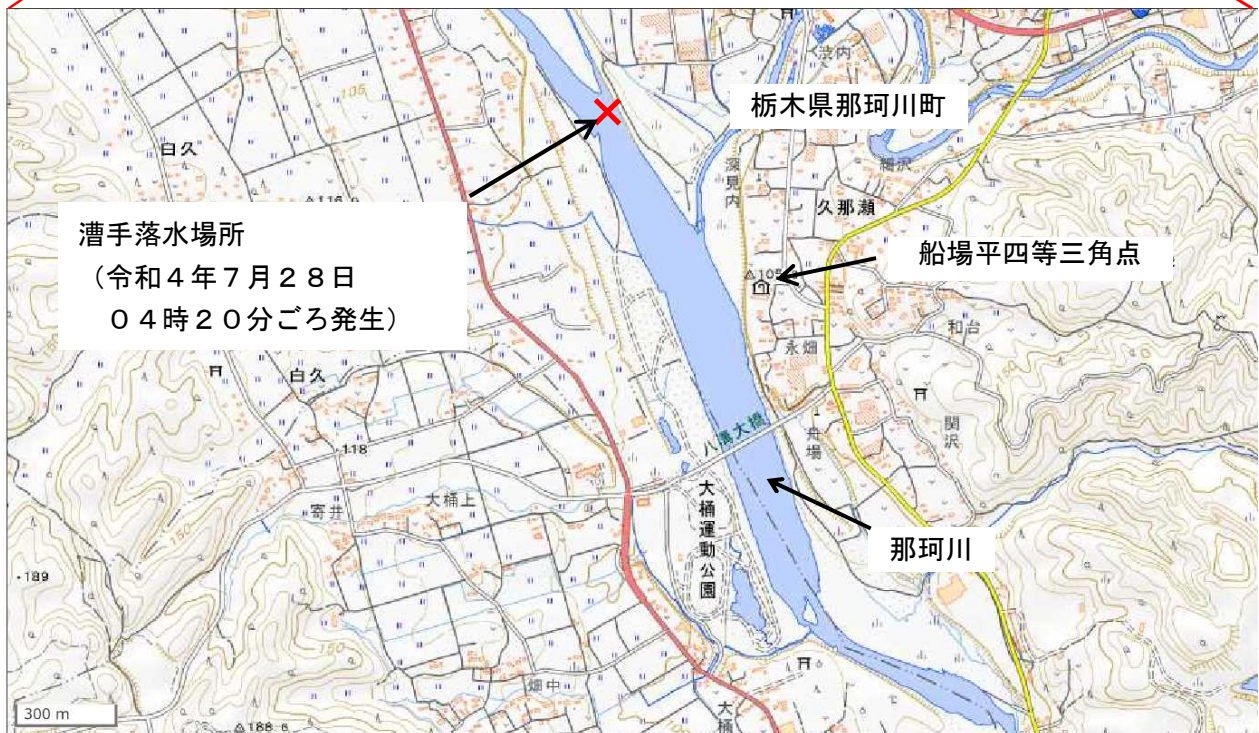
	<p>探したが発見できず、119番通報した。</p> <p>漕手は、消防及び警察による那珂川流域の搜索の結果、7月30日08時35分ごろ、約30km下流の茨城県常陸大宮市内の那珂川右岸で発見されて医師により死亡が確認され、司法解剖の結果、死因は溺水であり、死亡時刻は7月28日午前と検案された。</p> <p>同乗者によれば、漕手及び同乗者は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の同型船、写真2 本事故発生当日の那珂川、写真3 ふだんの事故発生場所付近 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、平底和船型の釣り船であり、乾舷（水面から舷縁までの高さ）が船首約30～40cm、両舷及び船尾約20cmであった。</p> <p>那珂川では、一部の地域を除いて釣り船に動力を設置することは認められていないので、本船は、漕手が櫓を漕いで航行していた。</p> <p>那珂川は、本事故発生場所付近の水深が、ふだん約0.5m程度であったが、本事故発生日前日の大雨で水位が上昇して流れが速く、本事故発生時の水深は約1.7mであり、川底の複雑な地形の影響で複雑な波が発生している状況であった。</p> <p>地元住民は、那珂川で水位が上昇して流れが速くなったとき、鮎がよく動き、投網での釣果が上がるので、危険な状況であるのにも関わらず、船を出して漁に出ることがよくあった。</p> <p>漁業協同組合では、水位が上昇した際、インターネット等で注意を喚起するとともに、定期的に見回りを行い、危険防止に寄与する活動を行っていた。</p> <p>釣り船に乗船して投網を行う者は、投網が救命胴衣に引っ掛かることがあるので、殆どが救命胴衣を着用していない。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>漕手の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、前日からの大雨の影響で那珂川の水位が上昇して流れが速く、水深約1.7mで複雑な波が発生している状況下、南西進中、那珂川右岸に向けて上流からの波を右舷に受け、櫓を漕ぎながら航行を続けたことから、船体が動揺し、漕手が落水したものと考えられる。</p> <p>同乗者は、漕手が落水し、漕手から錨を入れるように指示され、投錨しようとした際、バランスを崩したことから、本船が転覆し、落水したものと考えられる。</p> <p>漕手及び同乗者は、那珂川で水位が上昇して流れが速くなったとき、鮎がよく動き、投網での釣果が上がることから、危険な状況で</p>

	<p>あったものの、本船で漁に出たものと考えられる。</p> <p>漕手及び同乗者は、投網漁をする際、投網が救命胴衣に引っ掛かることがあったことから、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、前日からの大雨の影響で那珂川の水位が上昇して流れが速く、水深約1.7mで複雑な波が発生している状況下、南西進中、那珂川右岸に向けて上流からの波を右舷に受け、櫓を漕ぎながら航行を続けたため、船体が動揺し、漕手が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川で運航する船舶の乗船者は、河川の状況を確認し、自船の堪航性を考慮して航行し、水位が上昇して流れが速くなり、危険であると判断した場合、航行は控えること。 ・ 河川で運航する船舶の乗船者は、救命胴衣着用の義務のない船舶であっても救命胴衣を着用することが望ましい。 ・ 河川の管理者は、水位が上昇して危険な状態が発生する可能性がある場合、河川の利用者にあらかじめ危険を伝えるとともに、漁などの中止を周知させること。

付図1 事故発生場所概略図



漕手発見場所



出典：国土地理院 地理院地図

写真1 本船の同型船



写真2 本事故発生当日の那珂川



写真3 ふだんの事故発生場所付近

